

○ 富士山麓地域景観形成共通の運用基準

第3条 建築物に設置する太陽光発電施設の基準については、次のとおりとする。

一 世界文化遺産構成資産周辺への設置は避ける。

世界文化遺産構成資産周辺とは、構成資産から目視できる範囲のこと。目視の可否が困難な場合には、景観審議会に諮問し判定する。

二 太陽光電池モジュールの色彩は、周囲や建築物等と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。

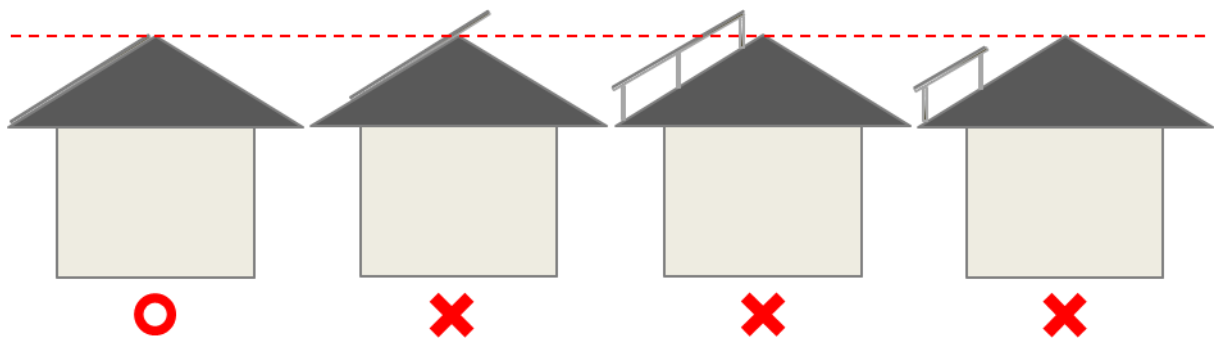
基本的には、設置する建築物の部分と同系色とする。ただし、設置する部分の色彩が景観形成基準に適合していない場合は、それと同系色とはせず、景観形成基準の範囲内とすることと共に、現状と違和感のない色彩を選択する。

三 太陽光電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。

低反射とは、反射光を抑える処置がされたものとする。模様が目立たないとは、文字や絵、図等が太陽光モジュールに描かれていないことをいう。

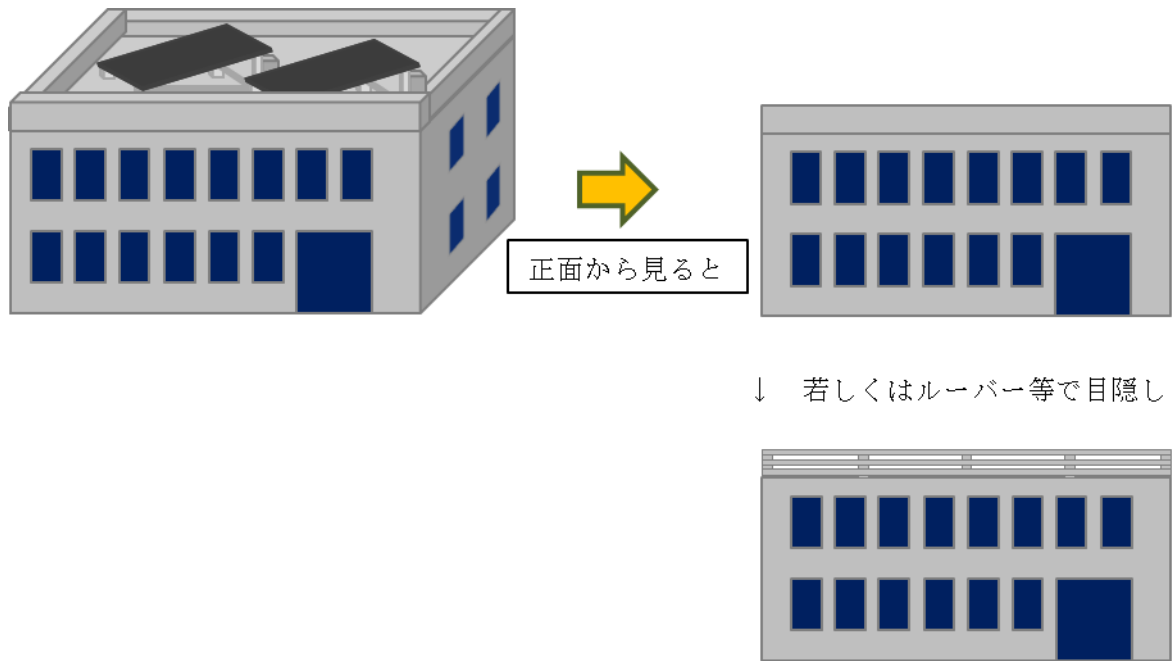
四 勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を越えないものとし、屋根と一体化させる。

屋根形状を変えるような太陽光モジュールの設置はしないこと。特に太陽光発電設備の最上部が棟を超えるような設置はしないこと。



五 陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くする。又はルーバー等により修景を施し建築物と一体化させる。

建築物を鉛直投影したときに、太陽光発電設備が建築物より突出しないような高さとすること。若しくはルーバー等を用いて目隠しを行うこと。



六 外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。

七 太陽光電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等とする。素材は低反射のものを使用する。

モジュール部分については設置する建築物の部分と同系色とするため、基本的には、フレームについても同様とする。また、素材については、反射光を抑える処置がされたものとする。

八 壁面の配管類、屋外用パワーコンディショナー等の附属設備は、建築物と一体化する又は周囲から見えない位置に設置する。色彩についてはモジュールやフレームと同等のものとする。

附属設備においては、周囲から見えない位置に設けるか、見えないような措置を施す。若しくは、建築物と同系色とすることで一体化させること。

九 景観形成拠点に係る箇所にやむを得ず設置する場合には、それらに影響を及ぼさないよう、特に景観に配慮すること。

景観形成拠点に係る箇所とは、景観形成拠点内の建築物、景観形成拠点から目視できる範囲の建築物に設置する場合である。目視の可否が困難な場合には、景観審議会に諮問し判定する。

特に配慮することとは、同項二号から前号に規定する以上の配慮を行うことをいう。配慮事項について、判断に苦慮する場合には、景観審議会に諮問し、内容を決定する。

2 建築物以外に設置する太陽光発電施設の基準については、次のとおりとする。

一 世界文化遺産構成資産周辺への設置は避ける。

世界文化遺産構成資産周辺とは、目視できる範囲のこと。目視の可否が困難な場合には、景観審議会に諮問し判定する。

二 太陽光電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。

基本的には、黒、グレー系あるいはダークブラウンのいずれかの中から周囲と調和するものを選択する。

三 太陽光電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。

低反射とは、反射光を抑える処置がされたものとする。模様が目立たないとは、文字や絵、図等が太陽光モジュールに描かれていないことをいう。

四 太陽光電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとする。素材は、低反射のものを使用する。

基本的には、景観に配慮された太陽光モジュールと同等の色彩とする。ただし、景観形成拠点や主要な道路等、主要な眺望点（以下、「景観形成拠点等」という。）からの影響がなく、かつ、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合についてはこの限りでない。また、素材については、反射光を抑える処置がされたものとする。

五 パワーコンディショナー、分電盤等の附属設備の色彩は、モジュール部分と同等のものとする。

基本的には、景観に配慮された太陽光モジュールと同等の色彩とする。ただし、景観形成拠点等からの影響がなく、かつ、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合についてはこの限りでない。

六 歩行者及び周辺の景観への影響のある場合においては、植栽やフェンス等で目隠しを行い、望見できないように配慮する。

影響のある場合とは、景観形成拠点等から目視できる位置にある場合等をいう。植栽のみだと目隠し効果が低い場合があるので、フェンス（不透過性のもの）等と合わせて処理を施すこと。なお、地形上、歩行者から見えない場合はこの限りでない。

七 主要な道路等からは、植栽やフェンス等で目隠しを行い、望見できないように配慮するとともに、富士山等への景観を阻害しないようにする。

植栽のみだと目隠し効果が低い場合があるので、フェンス（不透過性のもの）等と合わせて処理を施すこと。なお、地形上見えない場合はこの限りでない。

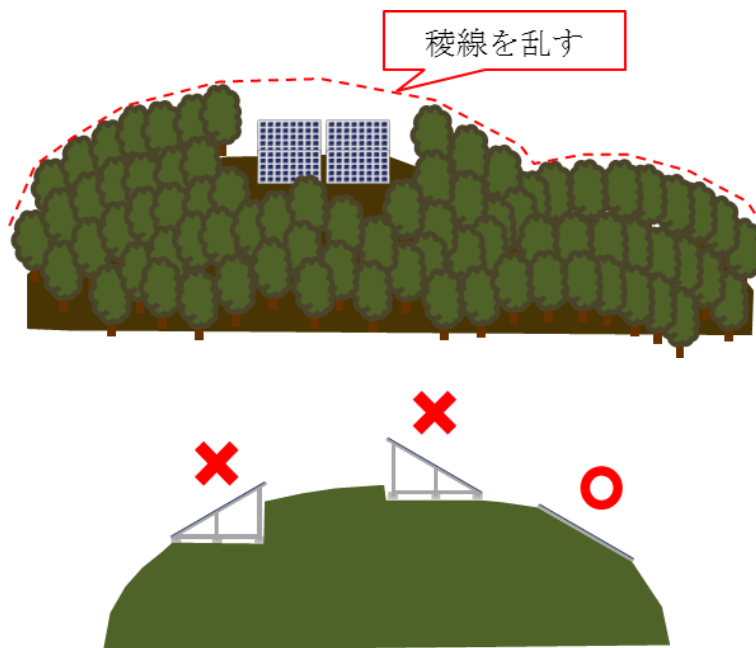
また、主要な道路等から富士山や構成資産を望めるような場合は、それら眺望を阻害しないように

すること（眺望阻害については、公共眺望ポイント整備ガイドラインを参照）。

八 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さない若しくは土地形状に違和感をあたえない等、特に景観に配慮すること。

稜線を乱すとは、太陽光発電施設を設けるために樹木を伐採した時に、樹木の連続性がなくなることという。

土地形状に違和感をあたえるとは、丘陵地や高台に太陽光発電施設が突出することをいう。いずれも、判断等が困難な場合には、景観審議会に諮問し判定する。



↑ 丘陵地や高台における突出の可否の例

九 主要な眺望点から視認できる場合には、周辺景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるよう色彩、植栽及び配置等の工夫をするとともに、富士山等への景観を阻害しないようにする。

主要な眺望点から視認できる場合には、太陽光発電施設を背景の色彩と同化させたり、1カ所に集中して設置するのではなく、分散して配置し、さらに植栽等を用いて、人工物の存在感を軽減させる等の工夫を行うこと。ただし、視認できない場合はこの限りでない。

なお、主要な眺望点から視認できるか否かの判断が困難な場合には、景観審議会に諮問し判定する。

十 自然環境豊かな箇所においては、太陽光発電設備以外の敷地においても、植栽等を施すこと。

自然環境豊かな箇所とは、隣接地に森林がある箇所や草原となっている箇所、生態系豊かな川等がある箇所をいう。なお、判断が困難な場合には、景観審議会に諮問し判定する。

植栽等については、既存樹木等を生かすことを考えること。やむを得ず伐採が生じる場合には、植栽等を施すこと。

十一 景観形成拠点の周辺にやむを得ず設置する場合には、それらに影響を及ぼさないよう、特に景観に配慮すること。また、それらの箇所については、電線類地中化を施すこと。

景観形成拠点の周辺とは、景観形成拠点内及び景観形成拠点から目視できる範囲である。目視の可否が困難な場合には、景観審議会に諮問し判定する。

特に配慮することとは、同項二号から前号に規定する以上の配慮を行うことをいう。配慮事項について、判断に苦慮する場合には、景観審議会に諮問し、内容を決定する。

なお、景観上重要な位置づけの箇所であるため、電線類地中化までを求める。

十二 他の市町村の景観形成拠点、主要な道路及び主要な眺望点から望見できる場合には、この基準と同様の措置を講じるものとする。

設置箇所が他の市町村の景観上重要な箇所から目視できる場合には、同等の措置を行うこと。目視できない場合はこの限りでない。

なお、目視できるか否かについては、景観上重要な箇所の市町村を確認する。